

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会

令和7年度事業計画

○社会福祉を取り巻く情勢

宍粟市においても人口減少や少子高齢化、単身世帯や高齢者世帯の増加、また、新型コロナウイルス感染症等による生活様式が変化し、人や地域のつながり、地域のコミュニティの希薄化が危惧されています。「8050問題」や「ひきこもり」「介護と育児のダブルケア」などのさまざまな地域生活課題が複雑化・深刻化し、社会的な孤立や格差により既存の福祉制度やサービスだけでは地域の生活を支えることが困難な状況となっています。

コロナ禍で取り組んだ生活福祉資金特例貸付においては、宍粟市内で緊急小口及び総合資金の借受世帯は360件、約1億3千万円を越える資金貸付となり、生活状況の把握や生活再建への支援を強化し取り組んでいましたが、物価高騰等の影響により支援の長期化が予想されます。経済的な困窮に留まらず複合的な課題を抱える相談に対し、様々な関係機関や行政等と連携を図りながら切れ目のない取り組みを更に進めることが求められています。

社会福祉法に位置付けされている社協は、社会福祉活動を推進することを目的とし地域におけるさまざまなニーズにきめ細かく柔軟に対応しなければなりません。第5次地域福祉推進計画に基づき、地域福祉の中核的役割を担いながら、住民参加や協働による事業を推進し「地域共生社会」の実現に向けて、組織内で介護と地域の連携を図り、社協が有する資源やネットワークを活かして総合力を発揮し、福祉サービスや相談援助による個別支援と小地域福祉活動やボランティア活動などによる住民主体の地域づくりをめざしていきます。

○使命

社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域福祉課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。

○経営理念

社協は、この使命を達成するために、以下の理念に基づき、事業を展開します。

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個人が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤継続可能で責任ある自律した組織経営

○基本方針

社協は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、上記経営理念に基づく以下の基本方針により経営を行います。

- ①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」プラットフォーム としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

○重点的な取り組み

① 3課の連携による取り組み

誰もがその人らしく幸せに暮らせる地域づくりのために、3課が連携し取り組んでいきます。職員それぞれが個別や地域の課題を把握している中で、部署内や職員一人で課題を抱え込むことなく、社協全体の課題としてみんなで考え、解決していきます。

令和7年度より、地域福祉の課題を把握し解決に努めるため、中学校区内ごとのチーム（地区担当制）を編成して、地域生活支援に取り組む体制をつくります。社協組織として、部署間の繋がりを持ち、地域に対して広範に対応できるよう、個別支援（暮らしをまもる）と地域支援（つながりをつくる）を一体的に推進していきます。部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。

② 持続可能な事業運営

市民のみなさまに、いっしょに地域づくり（助け合い・支え合い活動）に参加いただくことで、社協が進める取り組みにご理解をいただき、活動財源としての共同募金や会費、寄付金（善意銀行）への確保につなげていきます。財源確保の必要性の周知や幅広い募金活動を展開し、特に、社協が進める地域福祉事業を支えてくださる応援団（スポンサー）である賛助会員（個人・団体・法人）については、直接依頼に伺うなど関係づくりを大切にしながら、加入促進を図っていきます。

介護事業では、新規利用者を積極的に受け入れ、稼働率の向上と効率的な事業運営に努め、持続可能な経営をめざします。健全な経営を継続的に行うために、定期的に経営状況の把握や分析を行い、経営体制の改善や強化を行います。そして、地域福祉担当との連携により、利用者が、地域のつながりの中で暮らすことや、介護が必要になっても暮らし続けられる地域づくりにつなげていきます。

○第5次地域福祉推進計画（愛称：支え合いふくしプラン）

◎地域福祉目標

社協が策定する「地域福祉推進計画」は、社協の強みである地域とのつながりを重視し、地域住民をはじめ、地域で活動するさまざまな団体・機関などが連携・協働して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。「第5次地域福祉推進計画」では、社協の使命と地域福祉の情勢を踏まえ、第4次計画に続いて「みんなですすめよう ふくしでまちづくり ～“ほっとけない”を ほっとかない実粟に～」を今後5年間（令和7年度から令和11年度）の地域福祉目標として決めました。

◎基本目標・社協目標・活動目標・個別活動目標

地域福祉目標の実現のため、第5次計画のすべての活動・事業展開において、以下の3つの基本目標と社協目標をもって取り組みます。基本目標1は「意識づけ」、基本目標2は「助け合い」、基本目標3は「仕組みづくり」の視点を持って作成しました。これらの3つの基本目標を達成するために、活動目標、そしてそれぞれに個別活動目標を設定しました。

【基本目標1】助け合いの心を広げよう

誰もがその人らしく暮らすことのできる「共生社会」の実現に向けて、私たちは社会に様々な人がいることを知り、「互いの個性を尊重する意識」を持ち、「ともに豊かに生きる取り組み」を進めることが大切です。地域のつながりが希薄になった現在、地域住民だれもが一緒に支え合えるよう、福祉への理解や関心を高める取り組みを進めていきましょう。

*「福祉（ふくし）」とは、「みんながしあわせに暮らしていくこと」です。

○活動目標1 「ふだんのくらしのしあわせ」を学習する機会をつくり、助け合い・支え合う心を育もう

○活動目標2 みんなが「主役」になれる地域での活動をすすめよう

【基本目標2】協力し支え合うつながりをつくろう

地域には、赤ちゃんからお年寄り、障がいのある人、子育て中の人や孤立しやすい人など、さまざまな人が生活しています。同じ地域に暮らすすべての人が、安心して暮らし続けられる社会を目指しましょう。そのためには、日頃から隣近所や地域の中で支え合える関係づくりが大切です。日頃のつながりが孤立や孤独を防ぎ、災害時や緊急時に命を守ることにもつながります。また、地域の困りごとは民生委員・児童委員、福祉委員に相談し、解決困難なことは、社会福祉協議会や専門機関に相談しましょう。地域に暮らす一人ひとりが自分のできることを考え、地域を支える一員になりましょう。

○活動目標1 地域の話題や困りごとを把握し、話し合える場をもとう

○活動目標2 地域のだれもが気軽に集える居場所をつくろう

○活動目標3 地域のだれもが安心して暮らし続けられるよう「見守り・支え合い活動」をすすめよう

【基本目標3】住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けよう

地域で安心して暮らせるよう、不安や悩みを抱える人同士が集まれる居場所づくりを進めながら、誰一人取り残さないために身近なところで包括的に相談ができる体制をつくりましょう。また、支援を必要とする人たちの権利が尊重され、その人の状況にあった適切な支援が受けられるよう、住民と専門職が協力し合い、介護保険や医療保険など公的なサービスだけでなく、地域での見守り・支え合い活動を含めたインフォーマルなサービスの充実を図りましょう。

○活動目標1 小さな困りごとにも気づける仕組みをつくろう

○活動目標2 「自分らしく」自立した生活ができるようにしよう

【社協目標】地域福祉をすすめるための基盤を強化します

社協は、住民にとって最も身近な地域福祉を推進する中核団体として、多様化・複雑化する地域生活課題に柔軟に responding していくために、地域福祉・介護等の職種間での連携を図りながら、総合的な支援が行える組織体制を構築します。

社協が果たす役割を明確にし、地域福祉活動を安定して展開するために、あらためて財源の使い道や必要性について理解や協力が得られるよう積極的にPRを行います。また、社協が運営する、介護保険事業所・障がい福祉事業所は、地域福祉を推進する上での重要性や必要性を常に意識しながら運営し、地域での支え合いを進めていく福祉事業に関わる専門職として関わっていきます。

○活動目標1 住民から信頼され必要とされる組織をつくります

○活動目標2 地域福祉活動を支える財源の確保につとめます